

■第 421 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 3 月 1 日(木)14:00~15:30

傍聴者:14 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

(ア) 農薬 22 品目(すべてポジティブリスト制度関連)

- 1) 2, 6-ジフルオロ安息香酸
- 2) N-(2-エチルヘキシル)-8, 9, 10-トリノルボルン-5-エン-2, 3-ジカルボキシイミド
- 3) XMC
- 4) アザフェニジン
- 5) アリドクロール
- 6) イサゾホス
- 7) エチオフェンカルブ
- 8) エトリムホス
- 9) クロプロップ
- 10) クロルフェンソン
- 11) ジクロン
- 12) シノスルフロン
- 13) ジメピペレート
- 14) テレフタル酸銅
- 15) トリクラミド
- 16) ナプロアニリド
- 17) ハルフェンプロックス
- 18) ピペロホス
- 19) ピリフェノックス
- 20) プロパホス
- 21) プロモクロロメタン
- 22) ヘキサフルムロン

(イ) 動物用医薬品 2 品目(すべてポジティブリスト制度関連)

- 1) ナリジクス酸
- 2) パルベンダゾール

・厚生労働省から、これら 24 品目に係る残留基準を削除することについて説明。

・本 24 件については、国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号に該当することが確認された。

* (ア) 農薬 22 品目

* 1) ~ 22) ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

* 1) * 10) ダニ駆除剤です。

* 2) 殺虫剤用の共力剤です。

* 3) * 7) * 8) * 20) * 22) 殺虫剤です。

* 4) * 5) * 12) * 13) * 16) * 18) 除草剤です。

* 6) 殺虫剤・線虫駆除剤です。

* 9) 除草剤・成長調整剤です。

* 11) * 14) * 15) * 19) 殺菌剤です。

* 17) 殺虫剤・ダニ駆除剤です。

* 21) 燻蒸殺虫剤です。

* (イ) 動物用医薬品 2 品目

* 1) 2) ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 1) 合成抗菌剤です。

* 2) 寄生虫駆除剤です。

(ウ) 農薬及び動物用医薬品 1 品目(ポジティブリスト制度関連)

- 1) フェニトロチオン

(エ) 動物用医薬品 9 品目(ポジティブリスト制度関連)

- 1) イソメタミジウム
- 2) クロサンテル
- 3) クロルプロマジン
- 4) ジエチルスチルベストロール
- 5) ジクラズリル
- 6) ジメトリダゾール
- 7) トリクラベンダゾール
- 8) メトロニダゾール
- 9) ロニダゾール

・厚生労働省から説明。

・「フェニトロチオン」については農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会で審議し、残りの動物用医薬品 9 品目については動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

* (ウ) 農薬及び動物用医薬品 1 品目

* 1) 殺虫剤で、稲、大豆、ばれいしょ、りんご等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(エ) 動物用医薬品 9 品目

* 1) ~9) ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 1) 2) 5) 6) 7) 8) 9) 寄生虫駆除剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。

* 3) 鎮静剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。

* 4) ホルモン剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

1) 「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(スイートコーン)」に関する審議結果の報告と意見

・情報の募集について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 安全性評価が終了しているデント種トウモロコシ 3 品種とスイート種を交配によって掛け合わせた品種ですが、収穫される種子は 1 粒ごとに形質が異なります。したがって、すべての掛け合わせ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く品種が評価の対象となります。

(3) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

1) 農薬「クロチアニジン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「クロチアニジンの一日摂取許容量(ADI)を 0.097mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺虫剤で、稲、きゅうり、りんご等に使用します。今回、豆類(未成熟)、未成熟とうもろこし、非結球あぶらな科葉菜類、ほうれんそう、パセリ、セルリー、キウイフルーツ、とうがらし類、みつば、わけぎ、あさつき、はくさい、かぶ、しゅんぎく及びうめへの適用拡大申請がされています。

2) 農薬「チアメトキサム」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「チアメトキサムの ADI を 0.018mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺虫剤で、稲、トマト、いちご等に使用します。今回、かぶ、にんじん、アスパラガス、実えんどう及びやまのいもへの適用拡大申請がされています。

3) 農薬「クレソキシムメチル」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「クレソキシムメチルの ADI を 0.36mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、小麦、きゅうり、かんきつ類、りんご、なし等に使用します。ズッキーニ及びかえで(葉)への適用拡大申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4) 農薬「テブフロキン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「テブフロキンの ADI を 0.041mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、水稻への新規農薬登録申請がされています。

5) 農薬「ビキサフェン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「ビキサフェンの ADI を 0.019mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦大麦、ライ麦、畜産物等へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

6) 農薬「フルトリアホール」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「フルトリアホールの ADI を 0.01mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 殺菌剤で、果実、豆、穀物、バナナ、コーヒー、畜産物等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

7) 遺伝子組換え食品等「DP-No.1 株を利用して生産されたアスパルテーム」に係る食品健康影響評価について

8) 遺伝子組換え食品等「BDS 株を利用して生産された L-セリン」に係る食品健康影響評価について

9) 遺伝子組換え食品等「RGB 株を利用して生産された L-アルギニン」に係る食品健康影響評価について

10) 遺伝子組換え食品等「CN01-0118 株を利用して生産された 5'-イノシン酸二ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

11) 遺伝子組換え食品等「KCJ-1304 株を利用して生産された 5'-グアニル酸二ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「本 5 件については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 7) 甘味料として使用される食品添加物です。
- * 8) 飲料などの調味料として使用される食品添加物です。
- * 9) 栄養補給を目的として使用される食品添加物です。
- * 10) 11) 調味料として使用される食品添加物です。

(4) 平成 22 年度及び平成 23 年度採択食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果(案)について

- ・事務局から説明。
- ・案のとおり決定された。